

さいたま市告示第594号

さいたま市南区役所総合案内業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市南区役所総合案内業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 株式会社トーフウ

(2) 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤一丁目3番9号ロイヤルプラザ常盤405

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年2月27日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月11日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

(1) 物品売払代金

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市南区役所くらし応援室くらし支援担当

(2) 電話 048-844-7136